3-1 その他

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当

主事 石井 道彦

2024.2.22(木) R5工賃向上研修会 資料 (県障害福祉課自立支援G)

就労継続支援B型事業所における留意事項



事業所において実施が義務とされている事項への対応について

《令和4年4月~義務化》

○身体拘束等の適正化【対象:全サービス】

(身体拘束適正化委員会の開催・指針の整備・定期的な研修実施等)

○障害者虐待防止【対象:全サービス】

(従業者への研修実施・虐待防止委員会の開催及び周知徹底・ 虐待防止責任者の設置)

★これらについては、運営規程への記載が必要(必須)ですので、現時点で 未記載の事業所においては、追記の上、提出をお願いします。

事業所において実施が義務とされている事項への対応について

《令和6年4月~義務化》

○衛生管理等【対象:全サービス】

(感染症や食中毒のまん延防止等の措置を講じるための指針の策定等)

◆指針の策定及び6か月に1回以上の研修・訓練の実施

○業務継続計画(BCP)の策定【対象:全サービス】

(感染症や災害発生時における業務継続計画の策定等)

◆猶予期間である令和5年度中に「感染症及び災害発生時」に備えたBCPを 策定すること

2 指定申請等に係る注意点

○指定更新申請について

- 指定期間を満了する日(指定日又は指定更新日から6年後の日の前日)の属する月の前月の末日までに必要書類を揃え提出すること
- ※<u>障害福祉課から指定更新申請の案内は行いません</u>ので、各事業所において 指令書記載の指定有効期限を確認の上、<u>期限内にお手続き</u>願います。

○指定変更届について

指定内容に変更があった場合は、10日以内に届出をする必要があります

3 その他のお知らせ

①メールアドレスの登録について

- 各法人に対しては、以前よりメールアドレスの登録をお願いしてきたところです。
- 今後、県からのご連絡(事業や国通知等の周知等)については、基本的に電子メールによる一斉送信にて行います。
- ★まだ登録がお済みでない法人又はアドレスの変更や誤登録などにより、現在、 県からのメールが届かない法人においては、一度県へご一報いただき、アドレ ス登録・変更のお手続きをお願いします。



